

令和4年度事業計画

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1 漁業無線事業

前年度に引き続き、次の各事業を推進する。

(1) 漁船安全情報伝達事業

漁船の航行及び安全を確保するため、洋上を航行する漁船を対象として、漁船の航行・操業の安全に関する情報を全国の中短波・短波漁業用海岸局に提供する漁船安全情報伝達事業を引き続き行うとともに、通信環境に応じた配信システムの高度・安定化を進める。

また、災害や緊急時の情報伝達を確保するために、災害時等の連絡網の維持・点検及び災害時を想定した訓練等を実施する。

(2) 小型漁船救急支援システム事業

小型漁船の操業中の事故や海中転落等の緊急事態を自動的に知らせる無線システムの普及を関係方面と協力して促進する。

(3) 漁業無線情報ネットワーク化事業

現在の漁業用海岸局の情報ネットワークを維持し、各局の多様なニーズに対応するため、漁業無線に関する情報の伝達等を低コストでスムーズに行うとともに、協会の活動や漁業無線の役割を広く一般の理解を深めるためにウェブサイトの改善及び運用を行う。

(4) 海岸局等体制強化整備事業

既存船に対するGMDSSの代替措置の担保機能の維持や緊急時の漁業用海岸局間の業務提携等に関し、情報の収集・配信や会議の開催等を通じ、各局の実情にあった対策の検討を支援する。

また、沿岸小型漁船が利用しているマリンホーンについて、既設の携帯基地局を引き続き管理運用する一方、令和4年を期限とされた他の無線システムへの移行について検討する。

加えて、中短波・短波漁業用海岸局運営実態調査を例年通り実施する。

(5) 漁業無線運用事業

漁業用海岸局及び漁船の船舶局の合理的かつ効果的な運用の確保と秩序ある無線通信体制の維持を図るため、情報通信委員会を開催するとともに、

漁業無線における周波数及び通信時間等の合理的な使用について、委員会等により関係規程等に定められた範囲で漁業無線の実態に即した当該周波数の運用上の調整を行うほか、漁業無線全国通信時間表（2年ごと）を作成する。また、漁業無線に関係する法令、制度について調査研究し、関係官庁及び関係団体に対し建議・請願、意見具申、要請等を行う。

（6）資格取得支援事業

関係団体等と協力して、無線設備の技術操作が可能となる無線技士等の資格取得を支援する。

（7）漁業無線従事者研修事業

漁業無線従事者の資質の向上を図るため、漁業無線に関する技術・運用に関し、会員から要望がある案件について研修会を開催する。

（8）周知広報活動事業

電波法令遵守精神の高揚と違反通信の防止を図るため、各種会合を通じて違反通信防止対策の指導・強化を図るとともに、電波法令遵守月間の設定及び全国水産高等学校長協会の協力を得て学生によるポスターの作成し、配布を行う。

また、会報「漁業無線」を発行し会員に配布するほか、漁業無線に関する諸法令の制定、改廃や水産施策その他必要事項を関係会員に周知、連絡する。

加えて、協会の活動や漁業無線に関する情報をウェブサイトに掲載し、漁業無線や協会活動に対する一般の理解や認識を深めてもらう。

2 その他の事業

漁業無線等の功労者、優良漁業無線通信士及び優良漁業用海岸局等を対象に表彰を行うとともに、叙勲、褒章その他の表彰についての総務省などからの照会に応じて候補者を推薦する。

また、選択呼出番号の局別選定・交付等、本協会の目的を達成するため必要な事項について所要の手続きを行う。

加えて、漁業無線の発展に寄与するため、関係諸団体との連携強化に努める。更に会員加入の推進に努める。